

**昭和60年**

**國勢調査報告書**

**世田谷区**

**1985**

## は　じ　め　に

国勢調査は、統計法に基づいて行われる国の最も基本的な調査で、大正9年に第1回調査が行われて以来5年毎に実施され、今回（昭和60年10月1日）は第14回目の調査にあたります。

この調査は、人口、世帯数ばかりでなく、年令別、男女別、産業別などの人口の構成や世帯の構成、住宅、就業状態を明らかにするもので、国や地方自治体の各種行政施策の立案、実施に欠くことのできない基礎資料となります。

本書は、総務庁統計局及び東京都総務局統計部より公表された国勢調査報告書の中から世田谷区分を抜粋し、若干の解説を付したものです。内容、体裁等に不十分なところもあるかと存じますが、今後、皆様方の御助言をいただき、さらに内容の充実に努力してまいりたいと思います。

おわりに、国勢調査の実施に際し、ご協力いただきました調査員並びに区民の皆さんに對し厚くお礼申し上げます。

昭和63年8月

東京都世田谷区長

大 場 啓 二

# 利 用 上 の 注 意

1 本報告書は、総務庁統計局及び東京都総務局統計部より公表された次の資料に基づくものである。

昭和60年国勢調査報告 第2巻 第1次基本集計結果 その2—東京都 (61年12月発行)

昭和60年国勢調査報告 第3巻 第2次基本集計結果 その2—東京都 (62年7月発行)

昭和60年国勢調査報告 第6巻 従業地・通学地集計結果 その1—東京都 (62年9月発行)

昭和60年国勢調査報告 東京都区市町丁別報告 第1巻・第2巻 (63年1月発行)

昭和60年国勢調査による東京都の昼間人口 (63年3月発行)

2 統計表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」皆無

「…」不詳

「△」減少

3 結果表の中で、「町丁別の集計結果」については、数字の秘匿を行った。秘匿の趣旨及び秘匿措置は以下のとおりである。

(1) 都民のプライバシーの保護と統計調査への信頼性確保の実現という観点から結果表上、数字の一部を秘匿した。

秘匿は世帯等の生活内容が明らかとなる項目及び産業別従業上の地位等社会的な立場が明確となる項目について行うこととし、世帯総数及び産業別就業者総数が3以下の場合には総数を残し、その内訳はすべて秘匿した。

秘匿数字はバー表示で行った。したがって、バーは該当数字なしと秘匿数字の2つの意味を持つことになる。

(2) 具体的な秘匿措置は以下のとおり

第6表 世帯の種類(2区分)、一般世帯数、世帯人員(7区分)別一般世帯数、(普通世帯及び準世帯、核家族世帯特掲)

核家族世帯の町丁別総数が3以下の場合、その内訳は秘匿した。

第7表 一般世帯数、一般世帯人員(6歳未満、6~14歳、15~17歳、65歳以上の親族のいる世帯)(65歳以上の親族のいる家族類型別世帯特掲)

町丁別世帯総数が3以下の場合、その内訳は秘匿した。

また、65歳以上の親族のいる世帯の町丁別世帯数が3以下の場合、その再掲欄の内訳は秘匿した。

第13表 住居の種類(2区分)住宅の所有関係(6区分)別一般世帯数、一般世帯人員、1世帯当たり人員・室数・畳数及び1世帯当たり畳数

町丁別世帯総数が3以下の場合その内訳は秘匿した。

第22表 労働力状態(2区分)産業(大分類)従業上の地位(6区分)別15才以上人口(非労働人口(全数)特掲)

産業別町丁別就業者総数が3以下の場合、その内訳は秘匿した。

また、町丁別完全失業者数が3以下の場合数字は掲載していない。

第27表 通勤・通学者のみの世帯(2区分)、他の世帯の通勤・通学者を除く世帯の状況(9区分)別住宅に住む一般世帯数及び就業・通学(4区分)別住宅に住む一般世帯人員

町丁別世帯総数が3以下の場合その内訳は秘匿した。

# 目 次

## 国勢調査の概要

調査の沿革	1
調査の時期	1
調査の法的根拠	1
調査の地域	1

## 用語の解説

人口	3
面積	3
年齢	3
配偶関係	3
国籍	3
世帯の種類	3
世帯人員及び親族人員	4
高齢者世帯	4
世帯の家族類型	4
世帯の経済構成	4

## 結果の概要

1 世田谷区の人口	9
2 昼間人口	10
3 年齢・男女別人口	11
4 配偶関係	13

調査の対象	1
調査の事項	2
調査の方法	2

## 統計表

### 男女・年齢・面積・人口密度・配偶関係

第1表 年齢、男女別人口	21
第2表 町丁、年齢(各齢)、男女別人口、面積、人口密度	22
第3表 東京都の人口及び人口増減、面積及び人口密度	76
第4表 配偶関係(4区分)、年齢(5歳階級)、男女別15才以上人口	77

### 国籍

第5表 国籍(4区分)、男女別外国人数	77
---------------------	----

### 世帯

第6表 町丁、世帯の種類(2区分)、一般世帯数、世帯人員(7区分)別一般世帯数(普通世帯及び準世帯、核家族世帯特掲)	78
第7表 町丁、一般世帯数、一般世帯人員(6歳未満、6~14歳、15~17歳、65歳以上の親族のいる世帯)(65歳以上の親族のいる家族類型別世帯特掲)	86
第8表 世帯の家族類型(16区分)別一般世帯数、一般世帯人員及び親族人員(6歳未満・18歳未満及び65歳以上の親族のいる一般世帯及び普通世帯特掲)	92
第9表 世帯の家族類型(16区分)、世帯主の年齢(5歳階級)、男女別一般世帯数(普通世帯特掲)	94

### 住居の状態

第10表 世帯人員(7区分)、居住室数(10区分)別住宅に住む一般世帯数及び1世帯当たり戸数	96
第11表 住宅の所有関係(5区分)、1人当たり戸数(14区分)別住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員	96
第12表 住宅の建て方(6区分)別住宅に住む一般世帯数、一般世帯人員、主世帯の1世帯当たり室数及び1世帯当たり戸数	97

第 13 表 町丁, 住居の種類(2区分), 住宅の所有関係(6区分)別一般世帯数, 一般世帯人員, 1世帯当たり人員・室数及び 1人当たり戸数	98
第 14 表 世帯人員(7区分), 戸数(15区分)別住宅に住む一般世帯数	106
<b>高齢者世帯</b>	
第 15 表 高齢者の年齢(6区分), 男女別単身高齢者世帯数	106
第 16 表 夫の年齢(7区分), 妻の年齢(2区分)別高齢者夫婦世帯数	107
第 17 表 住居の種類(2区分), 住宅の所有の関係(5区分)別65歳以上の親族のいる一般世帯数, 一般世帯人員, 1世帯当たり室数 及び戸数	107
第 18 表 住宅の所有関係(5区分), 1人当たり戸数(14区分)別住宅に住む65歳以上の親族のいる一般世帯数	108
<b>労働力状態・産業・従業上の地位</b>	
第 19 表 産業(大分類), 従業上の地位(5区分), 男女別15歳以上就業者数	108
第 20 表 労働力状態(8区分), 年齢(2区分), 男女別15歳以上人口	109
第 21 表 産業(大分類), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上就業者数(総数及び雇用者数)	110
第 22 表 町丁, 労働力状態(2区分), 産業(大分類), 従業上の地位(6区分)別15歳以上人口, (非労働力人口「全数」特掲)	112
<b>経済構成</b>	
第 23 表 経済構成(4区分), 世帯の主な就業者の産業(大分類)別一般世帯数及び一般世帯人員(親族就業者が1人の世帯及び普通 世帯特掲)	136
<b>都市計画の地域区分</b>	
第 24 表 都市計画の地域区分(18区分), 男女別人口並びに世帯の種類(2区分)別世帯数及び世帯人員	137
<b>従業・通学時の世帯の状況</b>	
第 25 表 通勤・通学者のみの世帯(2区分)・その他の通勤・通学者を除く世帯の状況(9区分), 通勤・通学者数(5区分)別住宅に 住む一般世帯数及び就業・通学(4区分)別住宅に住む一般世帯人員	138
第 26 表 通勤・通学者のみの世帯(2区分)・その他の世帯の通勤・通学者を除く世帯の状況(9区分), 住宅の建て方(6区分)別住 宅に住む一般世帯数	138
第 27 表 町丁, 通勤・通学者のみの世帯(2区分), その他の世帯の通勤・通学者を除く世帯の状況(9区分)別住宅に住む一般世帯 数及び就業・通学(4区分)別住宅に住む一般世帯人員	140
<b>従業・通学地・流入出・昼間人口</b>	
第 28 表 常住地または従業地・通学地による年齢(10区分), 男女別人口及び15歳以上就業者数	148
第 29 表 常住地による従業・通学市区町村別15歳以上就業者数及び通学者数	150
第 30 表 従業地・通学地による常住市区町村別15歳以上就業者数及び通学者数	152
第 31 表 常住地または従業地による産業(大分類)別15歳以上就業者数	154
第 32 表 昼間人口における産業大分類別15歳以上就業者数	154
第 33 表 男女, 年齢(10区分)別昼間人口, 流入・流出人口, 夜間人口	155
第 34 表 町丁, 昼間人口(推計)	156
第 35 表 東京都の昼間人口	161

# 昭和60年国勢調査の概要

## 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、昭和22年臨時国勢調査を除いて大正9年以来5年ごとに行われており、昭和60年国勢調査は、その第14回目の調査に当たっている。

国勢調査は、大正9年をはじめとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別される。大規模調査と簡易調査の主な差異は、戦前の調査でいうと、簡易調査として行われた大正14年、昭和10年の両調査は、調査事項が氏名、男女の別、出生の年月日、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に限られていたのに対し、大正9年、昭和5年、昭和15年の大規模調査では、これら人口の基本的属性のほか、職業、産業等の経済的属性も調査事項に含まれていたことである。

戦後は、国勢調査結果の利用度が高まることにより、調査事項が拡充され、戦後初めての簡易調査に当たる昭和30年国勢調査では、当時の社会経済の著しい変動への対応及び国民生活の実態を把握する必要性から、昭和25年に引き続き人口の経済的属性や住宅に関する事項も調査しており、その調査事項は、戦前の大規模調査に匹敵している。これらの調査事項は、その後の簡易調査に当たる昭和40年、昭和50年及び今回の昭和60年国勢調査でもほぼ同様に継承されている。

## 調査の時期

昭和60年国勢調査は、昭和60年10月1日午前零時（以下、「調査時」という。）現在によって行われた。

## 調査の法的根拠

昭和60年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項ただし書の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令  
(昭和59年総理府令第24号)

## 調査の地域

昭和60年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）に規定する次の島を除く地域において行われた。

- 1 齧舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- 2 島根県隱岐郡五箇村にある竹島

## 調査の対象

昭和60年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。

下記の定義によって本邦内に常住している者は、外国人を含めて、すべて調査の対象としたが、特に次の者は調査から除外した。

- 1 外国の外交団・領事団(随員及びその家族を含む。)
- 2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

### （定義）

「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住むことになっている者をいう。

なお、3か月以上にわたって住んでいる所又は住むことになっている所もない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とした。ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿などの宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設で調査した。
- 2 病院又は療養所に入院（又は入所）している者は、入院してから既に3か月以上になる者だけを入院先で調査し、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
- 3 船舶（自衛隊が使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に住所を有する者は、その住所で調査し、陸上に住所の無い者は、船舶に住居が有るものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所で調査した。
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている

者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院で調査した。

## 調査の事項

昭和60年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(世帯員について調査した事項)

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 就業状態
- (8) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (9) 仕事の種類
- (10) 従業上の地位
- (11) 従業地又は通学地

(世帯について調査した事項)

- (12) 世帯の種類
- (13) 世帯員の数
- (14) 住居の種類
- (15) 居住室の数
- (16) 居住室の広さ
- (17) 住宅の建て方

## 調査の方法

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務省長官一都道府県知事一市町村長一国勢調査指導員一国勢調査員の指揮系統を通じて行った。

調査の実施に先立ち、昭和59年10月1日現在により市区町村の区域を、定められた基準及び方法により区分して、国勢調査員の担当地域となる昭和60年国勢調査調査区が設定され、調査区一覧表その他の調査区関係書類が作成された。

調査区は、原則として1調査区が平均50世帯となるよう設定され、この調査区は、その後、調査時までに市町村の境界変更等により修正を要する場合は修正された。昭和60年国勢調査の調査区数は約78万である。

昭和60年国勢調査の事務に従事させるため、約80万人の国勢調査指導員及び国勢調査員が総務省長官により任命された。

国勢調査員は原則として一人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持ち調査区を巡回して、調査対象の把握を行い、世帯名簿及び調査区要図を作成

して、各世帯への調査票の配布を行い、10月1日から7日までの間に調査世帯を再度訪問して、調査票の取集とその内容検査等の事務を行った。

調査に用いられた国勢調査調査票は、直接、光学式マーク読取装置で読み取りができるもので、1枚に5名分記入できる連記票である。調査票の記入は、国勢調査員が調査票を取集する際に記入する「(12)世帯の種類」及び「(17)住宅の建て方」を除く事項については、世帯で記入した。

なお、世帯員の不在等の事由により、上記の方法による調査がどうしてもできない場合は、調査員がその近隣の者に、不在者について「(1)氏名」「(2)男女の別」「(13)世帯員の数」の3項目について質問することにより調査した。

# 昭和60年国勢調査の概要

## 用語の解説



## 用語の解説

### 人口

本報告書における人口は「常住人口」である。常住人口の定義については、「調査の対象」(Iページ)を参照されたい。

### 面積

本報告書に掲載した面積は、建設省国土地理院の「昭和60年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、同書では、若干の市町村について、一部境界未定等のため、その面積が測定されていない場合があるが、これらについては総務庁統計局で推定し、その旨注記した。国土地理院の面積調査の方法及び総務庁統計局で行った面積推定方法については、「昭和60年国勢調査報告 第1巻 人口総数」に掲載することとしているので、それを参照されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務庁統計局で測定したものである。

### 年齢

年齢は、昭和60年9月30日現在による満年齢である。なお、昭和60年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

### 配偶関係

配偶関係は、届出のいかんにかかわらず、実際の状態により、次のように区分した。したがって、例えば、「有配偶」には内縁関係にある人も含まれる。

未婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—現在、妻又は夫のある人

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

### 国籍

国籍については、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「その他」の五つに区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

1. 日本と外国の国籍を持つ人—日本
2. 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

### 世帯の種類

昭和60年国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分し、下記のとおり定義している。

なお、今回の昭和60年国勢調査における一般世帯・施設等の世帯の区分と、昭和55年国勢調査以前での普通世帯、準世帯との対応は次表のとおりである。

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居と生計を共にしている人の集まり</li> <li>・1戸を構えて住んでいる単身者</li> </ul>	
準世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間借り・下宿などの単身者</li> <li>・会社などの独身寮の単身者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寮・寄宿舎の学生・生徒</li> <li>・病院・療養所の入院者</li> <li>・社会施設の入所者</li> <li>・自衛隊の営舎内居住者</li> <li>・矯正施設の入所者</li> <li>・その他</li> </ul>

一般世帯—一般世帯には以下のものが該当する。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人は、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯—施設等の世帯には以下のものが該当する。なお、世帯の単位のとり方は、原則として下記の(1)及び(2)は棟ごと、(3)は施設ごと、(4)、(5)は調査単位ごとに一つの世帯としている。

- (1) 寄宿舎の学生・生徒—学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者—老人ホーム、肢体不自由者更生施設などの入所者の集まり

- (4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他—住居不定者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など

## 世帯人員及び親族人員

世帯を構成する世帯員の数が世帯人員である。世帯員とは世帯を構成する各人をいい、そのうち世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数が親族人員である。

ここで世帯主と親族関係にある世帯員とは、世帯主の配偶者並びに世帯主及びその配偶者からみて、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父母、曾孫、おい、めい、その他これらに準ずる者をいう。なお、養子、連れ子、養父母なども、子、父母と同様に考えて親族とした。

## 高齢者世帯

**単身高齢者世帯**—60歳以上の者1人のみの世帯及び60歳以上の者1人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯をいう。

**高齢者夫婦世帯**—いずれかが60歳以上の夫婦一組のみの世帯及びいずれかが60歳以上の夫婦一組と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の者が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が、世帯主の父母又は祖父母である世帯）をいう。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のように区分した。

**A 親族世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯で、その世帯に従属する非親族（営業使用人、家事使用人など）が同居していてもここに含まれる。したがって、例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人から成る世帯も含まれる。

**B 非親族世帯**—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と同居人、家事使用人又は営業使用人などの非親族の関係にある者のみによって構成されている世帯

**C 単独世帯**—単身者だけの世帯

さらに、親族世帯を次のように区分するに当たっては、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係に基づいている。

### A 親族世帯

#### I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

#### II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦と片親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供と片親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

### B 非親族世帯

### C 単独世帯

## 世帯の経済構成

一般世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業に基づき、次のように区分した。したがって、非親族が同居していても、非親族の経済活動は全く考慮していない。

世帯の主な就業者とは、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯の主な就業者とした。

#### I 農林漁業就業者世帯

世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- (1) 農林漁業・業主世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (2) 農林漁業・雇用者世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

#### II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯

世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

- (3) 農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者

### が農林漁業の雇用者

- (5) 非農林漁業・業主混合世帯一世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
- (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯一世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

### III非農林漁業就業者世帯一世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- (7) 非農林漁業・業主世帯一世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯
- (8) 非農林漁業・雇用者世帯一世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）一世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）一世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

### IV非就業者世帯一世帯に就業者のいない世帯

### V分類不能の世帯

## 住居の種類

住居は、一般世帯について次の二つに区分した。

**住宅**——一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建てられ、又は改造された永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいう。

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるよう構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

**その他**——寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、又は改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいう。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

## 住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に住む一般世帯についてのみ次の六つに区分した。また、このうち「間借り」以外の5区分に居住する世帯を総称して「主世帯」としてい

る。

**持ち家**——その世帯が所有している住宅をいう。この場合、必ずしも登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

**公営の借家**——その世帯が借りている住宅が都道府県営住宅、市（区）町村営住宅で、かつ給与住宅でない場合をいう。

**公団・公社の借家**——その世帯が借りている住宅が住宅・都市整備公団の賃貸住宅及び都道府県・市町村の地方住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。また、これには雇用促進事業団の「雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）」も含まれる。

**民営借家**——その世帯が借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でないものをいう。

**給与住宅**——会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、その従業員の職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

**間借り**——他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅について、その建て方を次の四つに区分した。また、このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11階建以上」の4区分で併せて調査し、集計している。

**一戸建**——1建物が1住宅であるものをいう。店舗併用住宅も1建物が1住宅であれば、ここに含めている。

**長屋建**——二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。いわゆるテラス・ハウスといわれるものも含まれる。

**共同住宅**——一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。いわゆる「げたばきアパート」も含まれる。

**その他**——上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合をいう。

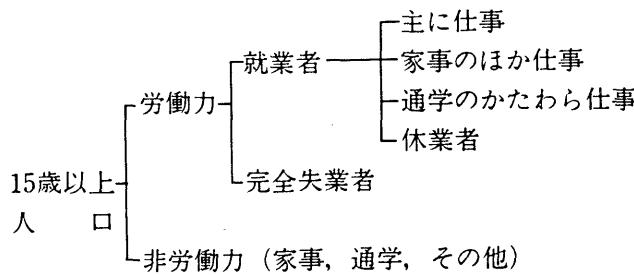
## 居住室数及び畠数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所(炊事場)、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。なお、ダイニング・キッチン(台所兼食事室)は、流しや調理台などを除いた広さが3畠以上の場合には、居住室の数に含めた。

畠数は、上に述べた各居住室の畠数(広さ)の合計をいう。洋間など畠を敷いていない居住室も3.3平方メートル当たり2畠の割合で畠数に換算した。

## 労働力状態

昭和60年国勢調査調査票では、昭和60年9月24日から30日までの1週間(以下、「調査週間」という。)の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」を「主に仕事」、「家事などのほか仕事」、「通学のかたわら仕事」、「仕事を休んでいた」、「仕事を探していた」、「家事」、「通学」、「その他(幼児、老齢など)」の8区分で調査した。これに基づき結果表章上は15歳以上の人口について次のように区分した。



各区分を解説すると、次のとおりである。

**労働力**—後述の就業者と完全失業者を合わせて労働力とした。

**就業者**—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事をもってはいるが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかに該当する人をいう。

- (1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日以上にならない場合、又は30日以上による場合でも、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている人
  - (2) 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日以上にならない人
- したがって、会社・工場・商店・官公庁などの

雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合及び医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、家族の者が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

**主に仕事**—主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

**家事のほか仕事**—主に家事などをしていた、そのかたわら仕事をした場合

**通学のかたわら仕事**—主に通学していた、そのかたわら仕事をした場合

**休業者**—勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日にならない場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらうことになっている場合

**完全失業者**—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

**非労働力**—調査週間中、収入による仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人をいう。

**家事**—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

**通学**—主に通学していた場合  
**その他**—上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

注)「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

## 従業上の地位

昭和60年国勢調査では、「就業者」について従業上の地位を、調査週間中その人が働いていた事業所における地位によって、次の五つに区分した。

**雇用者**—会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日雇い・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次に述べる「役員」でない人をいう。

**役員**—会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などの役員をいう。

**雇人のある業主**一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などの自由業者で、雇人がいる人をいう。

**雇人のない業主**一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦・行商從事者などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人及び家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人をいう。

**家族從業者**農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。

## 産 業

産業は、「就業者」について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類）によって、分類した。

働いていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に働いていた事業所の事業の種類によった。

昭和60年国勢調査に用いる産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号第2条の規定に基づき、昭和26年4月統計委員会告示第6号の一部を改定した昭和59年1月行政管理庁告示第2号）を基に、これを昭和60年国勢調査に適合するよう集約して編成したものである。

昭和60年の産業分類は14項目の大分類、75項目の中分類、210項目の小分類（昭和55年国勢調査では、大分類は14項目、中分類は70項目、小分類は199項目）から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、「日本標準産業分類」の大分類を次のように集約したものである。

第1次産業……A 農業

B 林業

C 漁業

第2次産業……D 鉱業

E 建設業

F 製造業

第3次産業……G 電気・ガス・熱供給・水道業

H 運輸・通信業

I 卸売・小売業、飲食店

J 金融・保険業

K 不動産業

L サービス業

M 公務（他に分類されないもの）

## 都市計画の地域区分

国勢調査区をその調査区の区域が該当する都市計画

の地域区分に基づき、結果表章上は次のように区分した。

### A 都市計画区域

#### 1 工業区域

##### (1) 工業A区域

① 工業専用地域

② 工業専用地域とその他

③ 工業地域

④ 工業地域とその他

##### (2) 工業B区域

⑤ 準工業地域

⑥ 準工業地域とその他

#### 2 商業区域

##### (1) 商業A区域

⑦ 商業地域

⑧ 商業地域とその他

##### (2) 商業B区域

⑨ 近隣商業地域

⑩ 近隣商業地域とその他

#### 3 住居区域

##### (1) 住居A区域

⑪ 住居地域

⑫ 住居地域とその他

##### (2) 住居B区域

⑬ 第2種住居専用地域

⑭ 第2種住居専用地域とその他

⑮ 第1種住居専用地域

### II 市街化調整区域

### III 未線引きの区域

### B 都市計画区域以外の区域

なお、調査区の区域が「A 都市計画区域」と「B 都市計画区域以外の区域」とにまたがる場合は、「A 都市計画区域」とし、「I 市街化区域」、「II 市街化調整区域」及び「III 未線引きの区域」のうち二つ以上にまたがる場合は、分類番号の若い方に区分した。

また、「I 市街化区域」における用途地域区分（①～⑯のうち奇数番号の地域）が二つ以上にまたがる場合は、分類番号の若い方の地域とその他の地域として表示した。

すなわち、「③工業地域」と「⑪住居地域」とにまたがる場合は、「④工業地域とその他」に区分した。

## 従業・通学時の世帯の状況

一般世帯について、世帯員の構成を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に2区分し、その世帯において通勤・通学者が出払った後、どのような世帯員が残されるか（世帯の状況）を次のように区分した。

通勤・通学者のみの世帯—世帯員のすべてが通勤・通学者で、従業・通学時には留守になる世帯  
その他の世帯—通勤・通学者及び非就業者等からなる世帯

(通勤・通学者を除く世帯の状況)

高齢者のみ—65歳以上の高齢者のみ

高齢者と幼児のみ—65歳以上の高齢者と6歳未満の幼児のみ

高齢者と女子と幼児のみ—65歳以上の高齢者と女子と6歳未満の幼児のみ

高齢者と女子のみ—65歳以上の高齢者と女子のみ

女子と幼児のみ—女子と6歳未満の幼児のみ

女子のみ—女子のみ

その他—上記以外

## 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が就業・通学している場所をいう。従業地・通学地集計ではその場所を次のように区分して集計した。

**自市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合。**

**自宅—従業している場所が、自分の居住する家又はそれに附属している場所である場合をいう。併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの使用人などがここに含まれる。**  
また、農家や漁家のことで、自家の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商従事者などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれている。

**自宅外—自市区町村に従業・通学先がある者で上記の自宅以外の場合。**

**他市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合で、いわゆる常住地から流出している人口を示す。**

**県内—他市区町村のうち、常住地と同じ県内に従業・通学先がある場合。**

**他県—他市区町村のうち常住地と異なる県に従業・通学先がある場合。**

なお、他市区町村で従業・通学には、常住地が11大都市（札幌市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）にある者で、従業地・通学地が市内他区にある者を含む。

**他市区町村に常住—都道府県あるいは市区町村等、一定の地域に従業又は通学する者のうち、その者**

の常住地が他市区町村である場合で、いわゆる従業地・通学地に流入している人口を示す。

ここでいう従業地は、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人は、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）は、その船の主な根拠地のある市区町村を従業地としている。

**従業地・通学地による人口(昼間人口)—従業地・通学地集計の結果を用いて次のようにして計算された人口である。**

例えば、A市の昼間人口は、

A市の昼間人口=A市の常住人口

$$- \left\{ \begin{array}{l} (\text{A市に常住する15歳以上就業者のうち従業先がA市外にある者}) + (\text{A市に常住する通学者のうち通学先がA市外にある者}) \end{array} \right\}$$

$$+ \left\{ \begin{array}{l} (\text{A市外に常住する15歳以上就業者のうち従業先がA市にある者}) + (\text{A市外に常住する通学者のうち通学先がA市にある者}) \end{array} \right\}$$

したがって、この昼間人口には、買物客などの非定的な移動を考慮していない。

**常住地による人口—調査の時期に調査の地域に常住している者をいう。**

なお、この報告書では、昼間人口・夜間人口には年齢不詳の者を集計の対象から除外している。

また、町丁別昼間人口の推計方法については、次のとおりである。

世田谷区の昼間就業者数を昭和61年事業所統計調査（昭和61年7月1日現在）による従業者数の町丁別構成比によって按分した推計値

+ 世田谷区の昼間通学者数を昭和60年学校基本調査（昭和60年5月1日現在）による在学者数（夜間部通学者を除く）の町丁別構成比によって按分した推計値

+ 町丁別非就業者（家事・完全失業者・乳幼児等）